

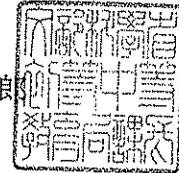
23初児生第9号
平成23年5月27日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県知事部局私立学校主管課長
各附属学校を置く国立大学法人附属学校主管課長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

白間 竜一



(印影印刷)

映画「めぐみ」及びアニメ「めぐみ」の活用について

このたび、資料1の通り、内閣官房拉致問題対策本部事務局より各教育委員会等に対して通知が送付され、映画「めぐみ」や平成20年に各学校にDVDが送付されているアニメ「めぐみ」の上映会の開催について、依頼が行われております。

御承知のとおり、本年4月1日の閣議決定をもって、「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定）」の一部変更が行われ、第4章の「2 各人権課題に対する取組」に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。拉致問題の解決に向けて政府一丸となって取り組むことが必要であることから、このたび、資料2のとおり平成23年5月26日付け関係各府省大臣連名による通知も発出されているところです。

上記基本計画の一部変更も踏まえ、学校における人権教育の実践の場面において、北朝鮮当局による拉致問題を扱うことが考えられますが、その際には、映画「めぐみ」及びアニメ「めぐみ」についても、積極的に御活用いただくようお願いいたします。当該映画及びアニメの上映についての問合せは、内閣官房拉致問題対策本部事務局へ御連絡ください。

なお、各都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会におかれましては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県知事部局におかれましては、所轄する学校に対して、各附属学校を置く国立大学法人におかれましては、附属学校に対して、このことについて周知いただきますよう、お願いします。

(本件連絡先)

文部科学省

初等中等教育局児童生徒課指導調査係

電話：03-5253-4111(拠:3291)

E-Mail : jidou @ mext.go.jp



閣副第166号
平成23年5月27日

各都道府県・政令指定都市教育委員会人権教育担当課長 殿

内閣官房拉致問題対策本部事務局政策調整室長

映画「めぐみ」及びアニメ「めぐみ」の上映会の開催について（依頼）

政府・拉致問題対策本部では、児童・生徒等が拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考える契機としていただくため、映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」の上映を希望する学校の募集に関し、これまで貴教育委員会に対し御協力をお願いしてきたところであり、また、アニメ「めぐみ」につきましても、平成20年に各学校に送付し、積極的に拉致問題の理解促進・人権教育等に活用いただけるよう関係機関に周知いただいてきたところです。

この度、4月1日付で「人権教育・啓発基本計画」に北朝鮮当局による拉致問題等が盛り込まれたことを受け、同映画及び同アニメにつきましては、今後とも引き続き学校等での上映を促進したいと考えております。貴教育委員会の御協力を再度お願いしたいと存じます（参考：平成20年3月10日付閣副第72号、平成21年4月16日付閣副第142号、平成20年6月27日付閣副第218号及び平成22年5月31日付閣副第160号）。

つきましては、貴教育委員会が設置する小学校・中学校・高等学校等での映画「めぐみ」の上映及び学校機関等でのアニメ「めぐみ」の上映を希望する学校・機関がありましたら、別紙1又は別紙2に基づき当事務局までお申し込みいただくよう、周知のほどよろしくお願ひいたしますとともに、都道府県教育委員会におかれましては、お手数ですが、本件につき貴管下市町村教育委員会に周知くださいますよう、併せてよろしくお願ひいたします。

なお、上映に当たり、当事務局職員から拉致問題の概要についての説明を希望される場合には、職員を派遣することも可能（旅費等については当事務局が負担）ですので、その旨申請書に明記願います。

- ・別紙1 借受申請書
(拉致問題対策本部HP (<http://www.rachi.go.jp/jp/minkan/megumi.html>)
からもダウンロードできます)
- ・別紙2 アニメ「めぐみ」の上映会の開催について
- ・別添1 映画「めぐみ」について
- ・別添2 アニメ「めぐみ」について
- ・アンケート用紙

【お問い合わせ先】

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房 拉致問題対策本部事務局政策調整室 小出、河野、松浦

TEL 03-3581-3887 (直通) FAX 03-3581-6011

E-mail g.rachi@cas.go.jp

拉致問題ホームページURL <http://www.rachi.go.jp/>



閣副第166号
平成23年5月27日

各都道府県私学担当主管課長 殿

内閣官房拉致問題対策本部事務局政策調整室長

映画「めぐみ」及びアニメ「めぐみ」の上映会の開催について（依頼）

政府・拉致問題対策本部では、児童・生徒等が拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考える契機としていただくため、映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」の上映を希望する学校の募集に関し、これまで貴都道府県に対し御協力をお願いしてきたところであり、また、アニメ「めぐみ」につきましても、平成20年に各学校に送付し、積極的に拉致問題の理解促進・人権教育等に活用いただけるよう、関係機関に周知いただいたところです。

この度、4月1日付で「人権教育・啓発基本計画」に北朝鮮当局による拉致問題等が盛り込まれたことを受け、同映画及びアニメにつきまして、今後とも引き続き各学校での上映を促進したいと考えております、貴都道府県の御協力を再度お願いしたいと存じます（参考：平成20年3月10日付閣副第72号、平成21年4月16日付閣副第142号、平成20年6月27日付閣副第218号及び平成22年5月31日付閣副第160号）。

つきましては、貴管下の小学校・中学校・高等学校等で、映画「めぐみ」及びアニメ「めぐみ」の上映を希望する学校がありましたら、別紙1又は別紙2に基づき当事務局までお申し込みいただくよう、関係機関に周知のほどよろしくお願ひいたします。

なお、上映に当たり、当事務局職員から拉致問題の概要についての説明を希望される場合には、職員を派遣することも可能（旅費等については当事務局が負担）ですので、その旨申請書に明記願います。

・別紙1 借受申請書

(拉致問題対策本部HP (<http://www.rachi.go.jp/minkan/megumi.html>)

からもダウンロードできます)

・別紙2 アニメ「めぐみ」の上映会の開催について

・別添1 映画「めぐみ」について

・別添2 アニメ「めぐみ」について

・アンケート用紙

【お問い合わせ先】

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房 拉致問題対策本部事務局政策調整室 小出、河野、松浦

TEL 03-3581-3887 (直通) FAX 03-3581-6011

E-mail g.rachi@cas.go.jp

拉致問題ホームページURL <http://www.rachi.go.jp/>

平成 年 月 日

内閣官房拉致問題対策本部事務局政策調整室 行

都道府県名：学校名：(国公私立の別：・国立・公立・私立)学校長氏名：

映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」上映会の開催について

(借受申請書 兼 借受書)

下記のとおり、映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」を上映したいので、当該映画DVD1本の借受を申請します。なお、承認の上は、内閣官房拉致問題対策本部事務局が定める貸出条件に従って、当該映画DVD1本を借り受けます。

記

1. 目的

2. 教育課程上の位置付け

3. 上映会の開催予定日(借受希望日) 平成 年 月 日()

なお、上映会終了後は、平成 年 月 日()までに内閣官房拉致問題対策本部事務局政策調整室(東京都千代田区永田町1-6-1)まで返納します。

4. 上映場所(該当するものに○を付してください。)

- ①体育館(講堂を含む)、②普通教室、③特別教室、④多目的ホール
 ⑤その他()

5. 鑑賞対象者

(1) 児童・生徒

①学年() 年生(学級)、②児童・生徒数(合計 人)

(2) 教職員() 人)

(3) その他() (合計 人))

6. 拉致問題対策本部事務局職員の説明の希望 ①有 ②無

7. その他参考となる事項

8. 学校の概要

- ①生徒数、②学年別学級数、③教職員数、④郵便番号、⑤住所、
 ⑥電話番号、⑦連絡用メールアドレス、⑧連絡担当教員名

平成 年 月 日

内閣官房拉致問題対策本部事務局政策調整室 行

都道府県名 :学校・施設名 :(国公私立の別) : • 国立・公立・私立責任者氏名 :

アニメ「めぐみ」の上映会の開催について

下記のとおり、アニメ「めぐみ」を上映したいので、当該DVDの配布を希望します。

記

1. 目的

2. 教育課程上の位置付け (学校で上映する場合)

3. 上映会の開催予定日 平成 年 月 日 ()

4. 上映場所 (該当するものに○を付してください。)

【学校】

① 体育館(講堂) () ②教室 () ③多目的ホール () ④その他 ()

【その他の施設】

(施設名 :) (室名 :)

5. 配布希望数 卷 ※なお、アニメDVDの返却は必要ありません。

6. 鑑賞対象者

(1) 児童・生徒

①学年 () 年生 (学級)、②児童・生徒数 (合計 人)

(2) 教職員 (人)

(3) その他 (合計 人))

7. 拉致問題対策本部事務局職員の説明の希望 ① 有 ② 無

8. その他参考となる事項

9. 学校の場合当該校の概要

①生徒数、②学年別学級数、③教職員数、④郵便番号、⑤住所、
⑥電話番号、⑦連絡用メールアドレス ⑧連絡担当教員名

(別添1)

映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」について

この映画「めぐみ」は、わずか13歳の時に北朝鮮に拉致されてしまった横田めぐみさんの話を中心に、拉致問題の経緯や被害者御家族の救出活動などを描いたヒューマン・ドキュメンタリー映画です。

被害者御家族の凜々しくも強く懸命な姿は多くの人の共感を呼び、日本政府だけでなく、多くの国を動かすまでになりました。この映画では、その様子が克明に描かれています。

映画「めぐみ」を鑑賞することにより、中学生や高校生に北朝鮮による拉致問題について深く認識していただくとともに、拉致問題を人権問題として考えていただく契機となればと考えております。

映画「めぐみ」上映会は、その学校内に映画DVDの上映が可能な施設・設備（体育館等で対応可能）が整っていれば、開催可能です。開催の形式は、平成28年7月25日まで当室が学校における上映権を持っていることから、当該学校と拉致問題対策本部の共催となり、当室からは、映画「めぐみ」上映用のDVDを当該学校に対して無料で貸し出します。

※1. 上映を希望する学校は、別紙（借受申請書）に必要事項を記入の上、直接、FAXにて当事務局までお申し込みください。

※2. 映画「めぐみ」の活用状況を把握するためのアンケートを実施していますので、上映された学校におかれましては同アンケートへの御協力をよろしくお願ひいたします。

(別添2)

アニメ「めぐみ」について

このアニメ「めぐみ」は、昭和52年、当時中学校1年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材に、残された家族の苦悩や、懸命な救出活動の模様を描いたヒューマン・ドキュメンタリーアニメです

このアニメは、漫画「めぐみ」（原作・監修：横田滋・早紀江、作画：本そうち、出版社：双葉社）をモチーフとして制作しました。

このアニメ「めぐみ」のDVDは、国内外の拉致問題啓発、特に、映像による広報が効果的であると思われる若年層の理解促進を図るため、積極的に活用しています。

アニメ「めぐみ」上映会は、その学校内にアニメDVDの上映が可能な施設・設備が整っていれば、開催可能です。また、当該DVDは、拉致問題対策本部が版権を全て所持しており、学校以外の施設等での上映にも使用することができます。

※ アニメ「めぐみ」の活用状況を把握するためのアンケートを実施していますので、上映された学校におかれましては同アンケートへの御協力をよろしくお願いいたします。

平成 年 月 日

内閣官房 拉致問題対策本部事務局 政策調整室 行
(FAX: 03-3581-6011)

都道府県名

市区町村名

学校(施設)名

(国公私立の別:・国立・公立・私立)

映画「めぐみ」・アニメ「めぐみ」の活用状況に関するアンケート

1. 視聴されたのは、映画「めぐみ」、アニメ「めぐみ」のどちらですか。 (該当するものに○を付してください。)

映画「めぐみ」 () ・ アニメ「めぐみ」 ()

2. どなたが視聴しましたか。 (該当するものすべてに○を付してください。)

児童・生徒 () 教職員 () 保護者 () 地域住民 ()

その他 (具体的に記入してください) ()

3. 上記1. で「児童・生徒」に○を付した場合、次の(1) (2) にご回答ください。

- (1) 教育課程上、次のどれに該当しますか。 (該当するものすべてに○を付してください。)

教科の指導の中 () 道徳(人権教育を含む) () 総合的な学習の時間 ()

特別活動(具体的に記入してください) ()

その他(具体的に記入ください) ()

- (2) 視聴した学年に、○を付してください。

全学年 () 1年生 () 2年生 () 3年生 ()

4年生 () 5年生 () 6年生 ()

4. その他、アニメまたは映画をご覧になったご感想、ご意見等をご記入ください。

アニメ、映画について:

職員の説明等について:

※この様式のワードファイルの送付を希望する場合は、メールアドレス (g.rachi@cas.go.jp) にその旨ご連絡ください。ワードファイルを送信します。

ご協力、有り難うございました。



資料2

各 都 道 府 県 知 事 殿
各都道府県教育委員会教育長 殿

拉致問題に関する理解促進及び人権教育・啓発の推進について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

政府 拉致問題対策本部（本部長：内閣総理大臣）では、北朝鮮による日本人拉致問題の解決のためには、拉致問題に対する国民の関心をより一層喚起し、世論を高めていくことが重要であるとの観点から、これまでにも拉致問題に関する理解促進活動を開してきております。

この度、平成23年4月1日の閣議で「人権教育・啓発基本計画」が一部変更され、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」の事項が同基本計画に盛り込まれたことを受け、拉致問題担当大臣から関係各大臣に対して、今回の改正の趣旨を踏まえた人権教育・啓発の推進及び拉致問題に関する理解促進への取組について特に協力の依頼をいたしました。

政府 拉致問題対策本部では、今後も各種理解促進活動等を実施していくこととしておりますが、各都道府県におかれましても、それらの活動に対する積極的な連携や、独自の取組の検討及び実施につきましても、よろしくお願い申し上げます。また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨連絡いただけるようお願い申し上げます。

政府といたしましては、拉致問題の解決に向け、引き続き関係各省庁が連携して全力で取り組むこととしておりますので、各都道府県におかれましても御理解・御協力方よろしくお願いいたします。

平成23年5月26日

国務大臣（拉致問題担当）

総務大臣

法務大臣

文部科学大臣

中野克成
片山善博

じゅうのくわくせい
かたやまぜんぱく

高木義明

(参考)

人権教育・啓発に関する基本計画の一部変更について

〔平成23年4月1日
閣議決定〕

人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定）
の一部を次のとおり変更する。

第4章2中(12)を(13)とし、(11)の次に次の事項を加える。

(12) 北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となつたが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになつたため、政府は、平成3年（1991年）以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていたが、平成14年（2002年）9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪した。同年10月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない。

政府は、平成22年（2010年）までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成15年（2003年）以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成17年（2005年）の国連総会決議を踏まえ、平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。

以上を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。（全府省庁）
- ② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。（内閣官房、法務省）
- ③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、地方公共団体及び民間団体と協力しつつ、啓発行事を実施する。（内閣官房、総務省、法務省）
- ④ 学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。（文部科学省）
- ⑤ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。（内閣官房、外務省）